

学校法人 香川栄養学園 一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」は、平成 17 年 4 月 1 日から施行され、次世代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めていくを目的とした法律です。

本学園は、教職員が、仕事と子育てを両立する事でき、働きやすい職場環境をつくり、個々でその能力を十分に発揮できるよう、次のように一般事業主行動計画を策定しています。

1. 計画期間： 平成 30 年 6 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日

2. 目標と取組内容：

目標 1 妊娠、出産、子育てに関する諸制度の周知を徹底する。

【取組内容 1】

- ・妊娠、出産、子育てに関する諸制度を紹介する教職員向け電子資料を作成し、本学教職員向けのイントラネットに掲載し、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

目標 2 男性教職員の育児に関する休暇の取得を促進する。

【取組内容 2】

- ・目標 1 で作成した電子資料等を活用し、男性教職員に対する育児休業制度の理解・周知を行い、育児休業の取得推進に努める。
- ・管理職を対象に、配偶者出産補助休暇及び男性教職員の育児参加のための休暇の理解を図り、職場内へ休暇取得に対する啓発を図る。

目標 3 時間外労働削減のための施策を図る。

【取組内容 3】

- ・所定外労働の事前命令及び申請の徹底を図る。
- ・総務部による時間外労働の多い職場の管理職との個別面談を実施し、意識啓発や必要な箇所別の具体的取組み支援をおこなう。

目標 4 年次休暇の取得を促進する

【取組内容 4】

- ・部署毎に年間業務計画を策定し、業務の効率化を図り、年次休暇を計画的に取得しやすい環境をつくる。
- ・教職員個人が年次休暇の取得目標を設定することにより、計画的な取得を促す。

- ・年次休暇の取得促進を図るため、教職員間の業務の相互支援体制を整備する。

以上